



# 宮 崎 県 公 報

平成30年4月26日(木曜日) 第 2990 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

<b>告 示</b>	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定……………(福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出( “ ) 1	
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定の辞退……………(障がい福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定の辞退……………( “ ) 2	
○有害興行の指定……………(子ども家庭課) 2	
○民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 2	
○保安林の指定の解除……………( “ ) 2	
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意……………(水産政策課) 2	
○道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 3	
○道路の供用の開始(2件)……………( “ ) 3	
○道路の占用を制限する区域の指定……………( “ ) 4	
<b>公 告</b>	
○狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査の実施……………(自然環境課) 4	
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 6	
○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見(3件)……………( “ ) 6	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(3件)……………(商工政策課) 7	
○争議行為の通知……………(雇用労働政策課) 8	
○土地改良区の定款変更の認可(3件)……………(農村整備課) 8	
○土地改良区の土地改良事業計画変更の認可……………( “ ) 8	
○県営土地改良事業計画の策定(4件)……………( “ ) 8	
○家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会の開催……………(家畜防疫対策課) 9	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 9	
<b>病院局公告</b>	
○平成30年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格……………10	
○入札公告(2件)……………10	
<b>人事委員会公告</b>	
○平成30年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度)、保健師採用試験及び薬剤師採用試験の実施……………12	
○平成30年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政(社会人)、電気(社会人)、土木(社会人)))の実施……………12	
○平成30年度警察官A(男性)採用共同試験及び警察官A(女性)採用試験の実施……………12	
<b>公安委員会公告</b>	
○警備員等の検定の実施について(2件)……………12	
<b>県議会公告</b>	
○公文書開示等の状況……………14	

## 告 示

### 宮崎県告示第 475号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
子ども予防接種クリニック	延岡市安賀多町4丁目1-1	平成30年4月1日

### 宮崎県告示第 476号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人

等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
東村歯科医院	日向市南町7463-1	平成30年3月27日
なのはな調剤薬局	小林市駅南 164番地	平成30年4月1日

### 宮崎県告示第 477号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第65条の規定により、育成医療及び更生医療を行う次の指定自立支援医療機関は、その指定を辞退した。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地	担当する医療の種類	変 更年月日
宇都薬局	都城市	都城市高崎町大牟田1274-16	薬局	平成30年5月31日

宮崎県告示第 478号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第65条の規定により、精神通院医療を行う次の指定自立支援医療機関は、その指定を辞退した。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	所在地	担当する医療の種類	変 更年月日
宇都薬局	都城市	都城市高崎町大牟田1274-16	薬局	平成30年5月31日

宮崎県告示第 479号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
30年-1	映画	殺人鬼を飼う女	ツインズジャパン、KADOKAWA、ハピネット <KADOKAWA>	平成30年4月18日
30年-2	映画	福マン婦人 ねっとり寝取られ	関根組 <オーピー映画>	
30年-3	映画	フェチづくし 痴情の虜	高原組 <オーピー映画>	
30年-4	映画	妖艶ニューハーフ 快楽の舌戯	サトウトシキ組 <新東宝映画>	
30年-5	映画	続・未亡人下宿? エロすぎちゃってごめんなさい♡	清水組 <オーピー映画>	
30年-6	映画	SEXアドベンチャー ワンダー・エロス	国沢組 <オーピー映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 480号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字星倉山下山瀬1644・1645・字大岩下1676・1696・1699-1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 481号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷字納間字七郎ヶ平7069-9、7078-3
- 2 保安林として指定された目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

宮崎県告示第 482号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成30年3月21日
------------	------------

発起人の住所及び氏名	延岡市 有限会社 櫻井海産 代表取締役 櫻井 勝盛 延岡市 和田 成弘
加入区 の 名 称	延岡市第二加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧土々呂漁業協同組合の地区、旧鯛名漁業協同組合の地区及び旧赤水漁業協同組合の地区
区 分	小型漁船漁業、小型かつお漁業、大型定置漁業及び小型定置漁業

**宮崎県告示第 483号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 4 月26日から同年 5 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 4 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字川原字今別府1267番6地先から同郡同町同大字同字1267番6地先まで	旧	7.4～31.5	167.3
				新	8.3～38.2	167.3

**宮崎県告示第 484号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 4 月26日から同年 5 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 4 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
105	県道	馬渡大川原線	都城市高野町1431番7地先から同市同町1431番3地先まで	旧	6.7～17.0	110.4
				新	6.7～30.2	108.9

			で			
--	--	--	---	--	--	--

**宮崎県告示第 485号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 4 月26日から同年 5 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 4 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
105	県道	馬渡大川原線	都城市高野町権現国有林 265林班な小班から同市同町権現国有林 265林班ら小班まで	旧	7.0～41.6	221.2
				新	11.7～54.9	223.0

**宮崎県告示第 486号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年 4 月26日から同年 5 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 4 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字川原字今別府1267番6地先から同郡同町同大字同字1267番6地先まで	平成30年 4 月26日

**宮崎県告示第 487号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年 4 月26日から同年 5 月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 4 月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
105	県道	馬渡大 川原線	都城市高野 町1431番7 地先から同 市同町1431 番3地先ま で	平成30年4月26日

**宮崎県告示第 488号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年4月26日から同年5月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	東郷西都 線	児湯郡木城町大字川原字今別府1267番 6地先から同郡同町同大字同字1267番 6地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年5月11日

**公 告**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査を次のとおり実施する。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 講習及び適性検査の日時、会場等

別表のとおり

2 講習及び適性検査対象者

平成27年に狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を希望するもの

3 講習及び適性検査の内容

(1) 講習

ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令 1 時間

イ 鳥獣の判別及び猟具の取扱い 1 時間

ウ 鳥獣の保護管理に関する知識 1 時間

(2) 適性検査

ア 視力検査（矯正視力可）

イ 聴力検査（補聴器使用可）

ウ 運動能力（補助具使用可）

4 講習及び適性検査の申込手続

(1) 所定の狩猟免許更新申請書及び審査票に必要事項を記入し、次の各号に掲げるものを添付して提出すること。

ア 狩猟免許更新申請手数料 2,900円（宮崎県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けて払い込むものとする。）

イ 62円の返信用郵便切手（郵送を希望する場合に限る。）  
1枚

ウ 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外にあっては、医師の診断書（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第 2 号から第 4 号までに該当しない旨の診断書） 1 通

(2) 書類の提出先及び期間

講習及び適性検査を受けようとする者は、住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁及び各農林振興局に、講習開催日の10日前までに提出すること。

5 申請者への通知等

狩猟免許更新申請書を受理した後、申請者へ講習及び適性検査の日時及び会場を指定した審査票を交付する。

申請者は、審査票の所定欄に申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの写真を貼り付け、講習及び適性検査の当日持参すること。

6 講習及び適性検査の会場での受付

講習及び適性検査の会場では、申請者に交付した審査票で受け付けるものとする。審査票を持参しない者又は写真の貼り付けていない審査票を持参した者の講習及び適性検査の受付は行わないものとする。

7 狩猟免許更新申請書及び審査票の用紙

宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び各農林振興局並びに一般社団法人宮崎県猟友会において交付する。

8 講習及び適性検査についての問い合わせ

宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

別表

日 時	会 場	対象区域
7月18日（水） 午後1時30分	高千穂町自然休養村管理 センター 西臼杵郡高千穂町大字三 田井1498	高千穂町
7月19日（木） 午後1時30分	日之影町町民センター 西臼杵郡日之影町大字七 折9079	日之影町
7月20日（金） 午後1時30分	五ヶ瀬町町民センター 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三	五ヶ瀬町

	ヶ所 10693-1				東臼杵郡門川町南町6丁目1番地	
7月3日(火) 午後1時00分	南郷多目的研修センター 大会議室 東臼杵郡美郷町南郷神門 287	美郷町(南郷)		7月3日(火) 午後1時30分	木城町総合交流センター 児湯郡木城町大字椎木21 46-1	新富町、高鍋町、 木城町
7月9日(月) 午後1時00分	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39-1	旧延岡市(祝子、 南方、南浦を除く)		7月6日(金) 午後1時30分	川南町農村環境改善セン ター 児湯郡川南町大字川南 1 3680-1	川南町、都農町
7月10日(火) 午後1時00分	延岡市北方コミュニティー センター 延岡市北方町川水流卯 6 82	延岡市(北方)		7月9日(月) 午後1時30分	西都市コミュニティーセ ンター 西都市聖陵町2-26	西都市
7月11日(水) 午後1時00分	日向市中央公民館第4研 修室 日向市中町1-31	日向市(東郷を除 く)		7月10日(火) 午後1時30分	西米良村トレーニング施 設 児湯郡西米良村大字村所 134-6	西米良村
7月12日(木) 午後1時00分	北川コミュニティーセン ター大会議室 延岡市北川町川内名7250	延岡市(北川)		7月10日(火) 午後1時30分	宮崎市高岡地区農村環境 改善センター 宮崎市高岡町大字内山28 80-1	宮崎市(高岡地区 )
7月17日(火) 午後1時00分	北浦公民館講義室 延岡市北浦町古江1947- 1	延岡市(北浦)		7月12日(木) 午後1時30分	国富町農村環境改善セン ター 東諸県郡国富町大字本庄 4778	国富町、綾町
7月18日(水) 午後1時00分	椎葉村開発センター 東臼杵郡椎葉村大字下福 良1761-1	椎葉村		7月18日(水) 午後1時30分	宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206-1	宮崎市(宮崎南地 区)
7月19日(木) 午前9時00分	諸塚村役場大会議室 東臼杵郡諸塚村大字家代 2683	諸塚村		7月20日(金) 午後1時30分	宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野2206-1	宮崎市(宮崎北地 区)
7月20日(金) 午後1時00分	日向市東郷体育館 第3 研修室 日向市東郷町山陰丙1390	日向市(東郷)		7月6日(金) 午後1時30分	高原町総合保健福祉セン ター大研修室 西諸県郡高原町大字西麓 360-1	高原町
7月24日(火) 午後1時00分	宮崎県林業技術センター 東臼杵郡美郷町西郷田代 1561-1	美郷町(西郷)		7月10日(火) 午後1時30分	えびの市文化センター大 研修室 えびの市大字大明司2146 -2	えびの市
7月25日(水) 午後1時00分	北郷林業総合センター 1F研修室 東臼杵郡美郷町北郷字納 間 401	美郷町(北郷)		7月13日(金) 午後1時30分	野尻町農村環境改善セン ター 小林市野尻町三ヶ野山43 36-55	小林市(野尻)
7月27日(金) 午後1時00分	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39-1	延岡市(祝子、南 方、南浦)		7月17日(火) 午後1時30分	小林市中央公民館 小林市細野38-1	小林市(須木、小 林)
7月30日(月) 午後1時00分	クリエイティブセンター 門川	門川町				

7月9日(月) 午後1時30分	山田総合センター 都城市山田町山田3881	都城市(高崎、山田)
7月10日(火) 午後1時30分	庄内地区公民館 都城市庄内町 12692	都城市(西岳、夏尾、庄内、志和池)
7月11日(水) 午後1時30分	山之口勤労福祉センター 都城市山之口町花木2005	都城市(高城、山之口)、三股町
7月18日(水) 午後1時30分	都城市中央公民館 都城市姫城町7-8	都城市(梅北、安久、都城中央)
7月9日(月) 午後1時00分	小村記念館 日南市飢肥4-2-20-1	日南市(酒谷、吉野方、板敷、東郷)
7月10日(火) 午後1時00分	日南市南郷ハートフルセンター 日南市南郷町中村乙7051-25	日南市(南郷、細田)
7月11日(水) 午後1時00分	まなびピア 日南市木山2丁目4-44	日南市(鶴戸、油津、吾田)
7月12日(木) 午後1時00分	北郷環境改善センター 日南市北郷町郷之原1565	日南市(郷之原、北河内、小河内)
7月13日(金) 午後1時00分	串間総合福祉センター 串間市大字西方9365-8	串間市
9月6日(木) 午後1時30分	宮崎県庁7号館会議室 宮崎市橘通東2-10-1	県内一円

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス赤江店  
宮崎市大字恒久 468番 1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成30年12月6日
  - 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,308㎡
  - 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物敷地内 53台
    - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物敷地東側 22台
    - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物西側 60㎡
    - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内西側 11.59㎡
  - 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
    - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
    - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 建物敷地西側
    - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
  - 8 届出年月日  
平成30年4月5日
  - 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
    - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
    - (2) 期間  
平成30年4月26日から平成30年8月27日まで
  - 10 意見書の提出先及び期間
    - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商工政策課
    - (2) 期間  
平成30年4月26日から平成30年8月27日まで
  - 11 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
- 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
- 平成30年4月26日
- 宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アタックス小松店

宮崎市大字小松字ハヶ久保1391番10号 外

- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の新設  
平成29年11月15日

- 3 意見の概要  
意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年4月26日から平成30年5月28日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス曾師店  
宮崎市吉村町ハシテ甲2386-30 外

- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の新設  
平成29年11月29日

- 3 意見の概要  
意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年4月26日から平成30年5月28日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、門川町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス門川店  
東臼杵郡門川町上町4丁目39番 外8筆

- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の新設  
平成29年12月28日

- 3 意見の概要  
意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年4月26日から平成30年5月28日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス加納店  
宮崎市清武町加納四丁目11番 外

- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の名称の変更  
平成30年1月29日

- 3 意見の概要  
意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年4月26日から平成30年5月28日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、門川町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンシールさの・コメリH&G門川店  
東臼杵郡門川町東栄町四丁目1番地18

- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の名称の変更並びに大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
平成29年12月7日

- 3 意見の概要  
意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年4月26日から平成30年5月28日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、門川町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンシールさの・コメリH&G門川店  
東臼杵郡門川町東栄町四丁目1番地18
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出  
大規模小売店舗内の店舗面積の合計並びに大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更

平成29年12月7日

- 3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年4月26日から平成30年5月28日まで

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定により、宮崎医療生協労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 争議行為の目的  
賃金引き上げ要求、労働条件改善について
- 2 争議行為の日時  
平成30年5月10日 午前8時30分から9時30分まで
- 3 争議行為を行う場所  
宮崎市大島町天神前1171  
宮崎生協病院内
- 4 争議行為の概要  
ストライキ

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、高木古田土地改良区(都城市)から平成30年4月4日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、鳩越土地改良区(都城市)から平成30年4月5日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により

、神之水土地改良区(高千穂町)から平成30年3月30日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、川南原土地改良区(川南町)の土地改良事業計画(維持管理事業)の変更を認可した。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、桃ノ木原地区県営土地改良事業(宮崎市、畑地帯総合整備事業(担い手育成型))に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年4月26日から平成30年5月29日まで
- 3 縦覧場所  
宮崎市役所 農村整備課内、宮崎市田野総合支所 農林建設課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができ

る。また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、高平地区県営土地改良事業(高鍋町、防災ダム整備事業)に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月26日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年4月26日から平成30年5月29日まで
- 3 縦覧場所  
高鍋町役場 農業政策課内
- 4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができ

る。また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、



この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第 1 項の規定により、  
 桧谷上地区県営土地改良事業(高鍋町、ため池等整備事業(小規模))に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年 4月26日から平成30年 5月29日まで

3 縦覧場所

高鍋町役場 農業政策課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第87条第 1 項の規定により、  
 蛸の口地区県営土地改良事業(高鍋町、ため池等整備事業(小規模))に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年 4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年 4月26日から平成30年 5月29日まで

3 縦覧場所

高鍋町役場 農業政策課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画(以下「この計画」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

家畜改良増殖法(昭和25年法律第 209号)第16条第 2 項に規定する平成30年度の家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成30年 4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 開催期間及び開催場所

(1) 第 1 回

ア 講義

開催期日 平成30年 8月 2 日(木曜日)から 8月24日(金曜日)まで

開催場所 県立農業大学校農業総合研修センター(児湯郡高鍋町大字持田字依橋5732番地)

イ 実習

開催期日 平成30年 8月27日(月曜日)から 9月 7 日(金曜日)まで

開催場所 宮崎県畜産試験場

(2) 第 2 回

ア 講義

開催期日 平成30年 8月 2 日(木曜日)から 8月24日(金曜日)まで

開催場所 県立農業大学校農業総合研修センター(児湯郡高鍋町大字持田字依橋5732番地)

イ 実習

開催期日 平成31年 2月12日(火曜日)から 2月26日(火曜日)まで

開催場所 県立農業大学校(児湯郡高鍋町大字持田字依橋5733番地)

2 家畜の種類

牛

3 講習会の対象者

(1) 第 1 回 一般募集者

(2) 第 2 回 県立農業大学校在校生

4 受講申込手続

(1) 受講願書の受付期間

平成30年 5月14日(月曜日)から 6月 1 日(金曜日)まで

(2) 受講願書の提出先

最寄りの家畜保健衛生所

(3) 受講願書の提出

所定の受講願書に最近 3 か月以内に撮影した顔写真(縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル) 2 枚を添付して提出すること。

5 受講手数料

35,000円(受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。)

6 その他

(1) テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会(東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070)発行の家畜人工授精講習会テキスト(家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編)を使用するのであらかじめ準備すること。

(2) この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課(電話0985-26-7139)にすること。

建設業法(昭和24年法律第 100号)第29条第 1 項の規定により、  
 建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成30年 4月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-28)第4370号	(株)ハウジングサカモト	坂元 洋介	宮崎県日南市大字吉野方 10545-5	一般	建築工事業、大工工事業	平成30年3月27日付けで廃業した旨の届け	平成30年3月27日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第7510号	別府左官工業所	上中別府 春夫	宮崎県都城市早鈴町1573	一般	左官工事業、とび・土工工事業	平成30年3月29日付けで廃業した旨の届け	平成30年3月29日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第8237号	松根電業	松根 孝満	宮崎県日南市飫肥6-6-10	一般	電気工事業	平成30年3月30日付けで廃業した旨の届け	平成30年3月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第2186号	赤星建設(株)	赤星 敦史	宮崎県宮崎市霧島3丁目 129-3	一般	建築工事業、内装仕上工事業	平成30年3月27日付けで廃業した旨の届け	平成30年3月27日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第8533号	(株)今村工業	今村 幸史	宮崎県都城市高崎町縄瀬2829-1	一般	左官工事業、管工事業	平成30年3月12日付けで廃業した旨の届け	平成30年3月12日(一部廃業)
宮崎県知事許可(特-27)第8533号	(株)今村工業	今村 幸史	宮崎県都城市高崎町縄瀬2829-1	特定	建築工事業、大工工事業	平成30年3月12日付けで廃業した旨の届け	平成30年3月12日(一部廃業)

## 病院局公告

### 競争入札参加者の資格に関する公告

平成30年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第13号)に規定する特定調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり当該調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下これらを「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を公示する。

平成30年4月26日

宮崎県病院局長 桑 山 秀 彦

- 1 調達する物品等又は特定役務の種類  
建築物の清掃サービス
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格  
病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(平成28年宮崎県病院局公営企業告示第3号。以下「要綱」という。)に基づき清掃業務の入札参加資格者名簿に登録されたもの。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法
  - (1) 申請の方法  
要綱第3条第1項に規定する申請書及び添付書類を持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)により提出すること。
  - (2) 申請書類の受付期間  
平成30年5月1日から平成30年5月31日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の各日の午前9時から午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (3) 申請書の配布及び提出場所並びに申請に対する問合せ先

宮崎県病院局経営管理課 経営・財務担当

宮崎市橋通東2丁目10番1号

郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7086

- (4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は、添付すること。

- 4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

- 5 資格の有効期間及び更新手続

- (1) 有効期間

資格を取得した日から平成32年3月31日までとする。

- (2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続を希望する者は、平成32年2月3日から平成32年2月28日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に有効期間更新の申請を行うこと。

### 入札公告

一般競争入札を下記のとおり実施する。

平成30年4月26日

宮崎県立宮崎病院長 菊 池 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 X線コンピューター断層撮影装置(C T )一式(設置に必要な工事を含む。)

- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

- (3) 納入期限 平成30年9月30日

- (4) 納入場所 入札説明書による。

- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8

に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。）に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 要綱に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成30年5月9日までに宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当  
宮崎市北高松町5番30号  
郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181

(2) 期間 平成30年4月26日から平成30年5月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

## 4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

(2) 交付期間 平成30年4月26日から平成30年5月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

## 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

(2) 提出期限 平成30年5月15日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

## 6 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県立宮崎病院2階中会議室

(2) 日時 平成30年5月16日午前10時

## 7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

## 8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

## 9 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

## 10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当

宮崎市北高松町5番30号

郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181

## 11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 12 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会は調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

X-ray computed tomography system lset

(2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 15 May, 2018

(3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181

## 入札公告

一般競争入札を下記のとおり実施する。

平成30年4月26日

宮崎県立宮崎病院長 菊池郁夫

## 1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 一般X線撮影装置 一式（設置に必要な工事を含む。）

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成30年9月30日

(4) 納入場所 入札説明書による。

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱

」という。)に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 要綱に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成30年5月9日までに宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に参加しようとする者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当  
宮崎市北高松町5番30号  
郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181

(2) 期間 平成30年4月26日から平成30年5月15日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当  
(2) 交付期間 平成30年4月26日から平成30年5月15日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当  
(2) 提出期限 平成30年5月15日午後5時  
(3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)によること。

6 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県立宮崎病院2階中会議室  
(2) 日時 平成30年5月16日午前10時10分

7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県立宮崎病院医事・経営企画課財務担当  
宮崎市北高松町5番30号  
郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会は調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
X-ray imaging apparatus 1set
- (2) Time Limit for Tender: 5:00p.m. 15 May, 2018
- (3) Contact point for the notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181

人事委員会公告

平成30年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度)、保健師採用試験及び薬剤師採用試験の実施について、職員の任用に関する規則(昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号)第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

平成30年4月26日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

平成30年度宮崎県職員採用試験(大学卒業程度(一般行政(社会人)、電気(社会人)、土木(社会人)))の実施について、職員の任用に関する規則(昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号)第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

平成30年4月26日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

平成30年度警察官A(男性)採用共同試験及び警察官A(女性)採用試験の実施について、職員の任用に関する規則(昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号)第12条の規定により、別冊のとおり公表する。

平成30年4月26日

宮崎県人事委員会委員長 濱 砂 公 一

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第5号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成30年4月26日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
雑踏警備	1級	平成30年8月4日(土) 午前9時から午後5時ころまで

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

## 2 実施場所

鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県警察本部

## 3 定員

15人(鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

## 4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者
- (2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

## 5 検定申請手続

## (1) 受付期間

平成30年6月18日(月)から6月29日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

## (2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

## (3) 提出書類

- ア 検定申請書 1通
- イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)
- ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
- エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
- オ 雑踏警備2級検定合格証明書の写し及び雑踏警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(検定規則第8条第1号に規定する者に限る。)
- カ 1級検定受検資格認定書(検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)
- キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

## 6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

## (1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 雑踏の整理に関すること。
- エ 雑踏警備業務の管理に関すること。
- オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験の内容

- ア 雑踏の整理に関すること。
- イ 雑踏警備業務の管理に関すること。
- ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検時に際しては、筆記用具等を持参すること。  
なお、雨天時は雨合羽も持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

## 宮崎県公安委員会公告第6号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成30年4月26日

宮崎県公安委員会委員長 江藤利彦

## 1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
施設警備	1級	平成30年8月10日(金) 午前9時から午後5時ころまでの間
	2級	平成30年8月9日(木) 午前9時から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

## 2 実施場所

宮崎県宮崎市清武町今泉丙2559番地1  
宮崎県建設技術センター

## 3 定員

各15人(鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。)

## 4 受検資格

## (1) 1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- ア 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会

規則第20号。以下「検定規則」という。) 第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から施設警備業務に係る1級検定受験資格認定書の交付を受けているもの

(2) 2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

平成30年5月28日(月)から6月8日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 施設警備2級検定合格証明書の写し及び施設警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(1級検定申請者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。)

カ 1級検定受験資格認定書(1級検定申請者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受験辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 施設警備業務の管理に関すること。(1級に限る。)

オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 施設警備業務の管理に関すること。(1級に限る。)

ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における

応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受験票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受験に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(電話番号0985-31-0110)に行うこと。

県議会公告

宮崎県議会情報公開条例(平成14年宮崎県条例第27号)第27条の規定により、平成29年度における公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

平成30年4月26日

宮崎県議会議長 蓬原正三

1 公文書の開示請求の処理状況

請求書 受付 件数	決定等の内訳						合計
	開示	部分 開示	不開示	不存在	却下	取下げ	
4	2	3	0	1	0	0	6

(注1) 1件の開示請求に対して、当該請求の内容等により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

2 請求者の状況

区分	個人	法人その他の団体	計
県内	2	1	3
県外	1	0	1
計	3	1	4

3 審査請求の件数

0件